県立高等学校における生徒の多様な受入れのあり方に関する検討会議（第３回）　会議録

○ 日　時：平成 30 年２月 16 日（金）10 時 00 分～12 時 00 分
○ 場　所：岩手県公会堂　21 号室
○ 出席者：阿部　徹　委員、五十嵐のぶ代　委員、伊藤晃二　委員、金田一文紀　委員、
久慈竜也　委員、佐々木秀市　委員、高橋清之　委員、田代高章　委員、
土川　敦　委員、渡辺正和　委員（50 音順）
県教育委員会事務局　教育次長　岩井　昭
（学校教育課）　首席指導主事兼総括課長　中島　新
（学校調整課）　総括課長　小久保智史
（学校教育課）　首席指導主事兼高校教育課長　佐藤　有
（学校調整課）　高校改革課長　藤澤良志
（学校教育課）　主任指導主事　中村智和、佐藤　守、上野光久
指導主事　菊地　健
（学校調整課）　主任指導主事　村山薫美
主　　査　梅澤貴次
指導主事　宇夫方　聰、市丸成彦

○ 傍聴者：報道３人

○ 会議の概要
１　開会　〈進行：田代高章　委員長〉
・　本会議は委員 11 名中、10 名の出席をいただいている。
・　第１回の検討会議で決定したように、本日の検討会議も公開で行う。

２　あいさつ　〈岩井　昭　教育次長〉
・　本日はお忙しい中、また、大変お足元の悪い中、御出席いただき、感謝申し上げる。委員の皆様には、日頃より本県の教育行政の推進に当たり、格別の御理解と御支援をいただいていることに、厚く御礼申し上げる。
・　11 月の第２回検討会議では、中学校・高等学校の校長及びＰＴＡ会長に対するアンケート調査の結果等をお示しし、回答の傾向等について共通認識を図った上で、県外からの志願者の受入れのあり方について、委員の皆様から多くの御意見をいただいた。
・　本日の会議では、前回に引き続き、県外からの志願者の受入れのあり方について御協議いただき、受け入れる際の条件の考え方等について御意見をいただきたい。
・　もう一つの論点である通学区域のあり方についても、本県の状況及び全国の状況等を踏まえながら、今後の方向性について御意見をいただきたい。
・　生徒の多様な受入れのあり方のとりまとめに向け、委員の皆様から忌憚のない御意見を賜り、活発な議論となるようお願いしたい。

３　議題
（１）　県外からの志願者の受入れのあり方について
〈田代高章　委員長〉
・　第２回検討会議では、一定の条件が整えば県外からの受入れを認めるという結論が出ており、

本日の第３回検討会議では、それを前提として、「一定の条件」において、より具体的な検討を行うこととする。

・　県外からの志願者の受入れのあり方について、事務局から説明の後、質問や意見等を伺う。また、第２回検討会議で各委員から指摘があったことについても、資料の中で説明をお願いする。

〈藤澤良志　高校改革課長〉

【資料No.１「県外からの志願者の受入れのあり方について」、参考資料No.１「高校規模別の入学者及び部の設置等の状況」、参考資料No.２「全国募集を実施している高校・学科等の例」について説明】

〈田代高章　委員長〉

・　資料に関して、質問・意見をお願いする。

〈久慈竜也　委員〉

・　参考資料 No.２「全国募集を実施している高校・学科等の例」について、高知県室戸高校は県外からの入学志願の実績があるが、女子の野球部があることも１つの要因なのか。

〈藤澤良志　高校改革課長〉

・　高知県室戸高校には女子野球部があり、全国的に有名である。

〈渡辺正和　委員〉

・　参考資料No.１「高校規模別の入学者及び部の設置等の状況」において、「スポーツ特別強化指定校」として指定された競技が示されているが、この指定を受けると、どのようなメリットがあるのか。

〈藤澤良志　高校改革課長〉

・　県教育委員会として指導者の配置等について配慮している。

〈渡辺正和　委員〉

・　指導者は学校外から招くのか。

〈藤澤良志　高校改革課長〉

・　当該競技の指導が可能な教員を配置するということである。

〈五十嵐のぶ代　委員〉

・　参考資料 No.２「全国募集を実施している高校・学科等の例」について、新潟県海洋高校の県外からの志願者数が、平成27年度の５名に対し、平成29年度は20名と大きく増加しているが、その要因について教えてほしい。

〈藤澤良志　高校改革課長〉

・　具体的な要因については把握していないが、新潟県内で唯一の水産について学べる高校であり、その特色を生かしたＰＲ活動の成果ではないかと推察される。なお、関東方面からも入学者があると聞いている。

〈田代高章　委員長〉

・　資料についての質疑は以上として、続いて議題（１）「県外からの志願者の受入れのあり方について」の検討に移りたい。

・　資料 No.１「県外からの志願者の受入れのあり方について」の冒頭にも記載しているが、県内の志願者の学ぶ機会の確保に配慮しつつも、県外から志願者を受け入れる条件について検討していきたい。

・　資料No.１「県外からの志願者の受入れのあり方について」には、仮の条件として「（１）入学できる学校、学科等を指定する」、「（２）入学できる生徒を一定数とする」「（３）入学する生徒の保護者に代わる身元引受人がいることとする」「（４）入学する生徒が安心して生活できる住居等が整備されていることとする」と列記した。

・　この４つの仮条件に加えて、さらに細かな条件を付けるべきであるとか、もっと別の条件があるべきだといった意見があればいただきたい。

〈久慈竜也　委員〉

・　岩手県産業教育振興会、経済界からの代表として話をさせていただく。
・　７年前の東日本大震災のときに、東京の経済界を中心に全国から、被災した福島県、宮城県、岩手県の専門高校へ実習機材を提供させていただいた。その中で、高田高校に船舶シミュレーター等を寄贈した際に、生徒から「おかげで実習ができ、船舶免許を取得することができた。船舶免許がなければ、高校卒業後すぐに就職できなかったと思う。」という声をいただいた。
・　熊本の震災後にも同様の活動を行い、「おかげで卒業後、就職できた。」、「熊本高専に進学できた。」という声をいただいた。
・　こうした経験から、子ども達が確かな夢や希望を持っていれば、勉強及び就学の機会を与えることで、その夢や希望を実現できると実感している。
・　また、遠野緑峰高校による遠野早池峰菜という伝統野菜に関する研究が、６次産業化に向けた取組となり、地域の活性化に大きな役割を果たしているとの話を聞いた。地域で活躍する人材の育成に向けた「学校と地域との連携」をより一層深めた「実践的な教育活動」に、子ども達は強い関心を示していると感じた。
・　岩手の魅力については情報発信不足な面もあるが、私たち岩手県民が考える以上に外部で高く評価されている。（例：岩手のリンゴは海外において高値で取引されていること。岩泉乳業の製品は全国各地にファンがいること等）
・　個人的見解であるが、岩手県では「やりがい」を持っている人、前向きな姿勢の人が多いと思う。岩手で生活することの魅力をもっと全国に発信することで、人口の社会増につながる可能性もあると考える。
・　県外から入学する生徒の生活環境の整備や見守りの体制については、その生徒の親を受け入れる環境がまずあるべきであり、親を受け入れる企業との連携もあってもよいのではないかと思う。もし、そのような施策が可能であれば学校の魅力化だけでなく、過疎対策や地場企業の振興対策としても有効であると考える。
・　行政と企業が連携し、県外から受け入れやすい環境、就学しやすい環境を整備し、岩手の魅力向上につなげてほしいと考える。

〈田代高章　委員長〉

・　資料No.１「県外からの志願者の受入れのあり方について」に列記の仮条件「（１）入学できる学校、学科等を指定する」に関連し、ふるさと振興にも関わった意見であり、産業界や自治体の協力のもとに、学校、学科の特色を出し、幅広く県外からの受入れを進めると、より効果的であるという趣旨の発言であった。
・　ただ今の発言に関連することも含め、意見をいただきたい。

〈渡辺正和　委員〉

・　県外から受け入れる条件ついては、資料No.１「県外からの志願者の受入れのあり方について」に記載の仮条件「（２）入学できる生徒を一定数とする」だけあれば十分ではないか。
・　資料No.１「県外からの志願者の受入れのあり方について」に記載の仮条件「（１）入学できる学校、学科等を指定する」は、どの学校・学科を指定するのか条件設定や線引きが非常に難しいのではないか。例えば、条件を「ふるさと振興に取り組む地域の学校」としたとしても線引きがあいまいで、学校を限定できないと感じている。
・　資料No.１「県外からの志願者の受入れのあり方について」に記載の仮条件「（２）入学できる生徒を一定数とする」については、県内の志願者の学ぶ機会の確保という点から一定の制限は必

要と思われる。秋田県が条件として設定しているものと同様に募集定員の５％から始め、そこから段階的に10%、20%と引き上げることも、状況を見て検討するようにすることが良いのではないか。

- 資料No.１「県外からの志願者の受入れのあり方について」に記載の仮条件「（３）入学する生徒の保護者に代わる身元引受人がいることとする」については、その必要性に疑問を感じる。県外からの志願者であっても保護者は存在しているわけであり、そのことで十分なのではないか。
- 資料No.１「県外からの志願者の受入れのあり方について」に列記の仮条件「（４）入学する生徒が安心して生活できる住居等が整備されていることとする」については、志願する時点でこれを条件にすることはできないのではないか。合格してから住居を決めることでも十分であり、民間の学生マンションが増えている実態もあることから、例えば大学生向けのマンションを高校生が利用するということも可能ではないかと思われる。
- 以上のことから、県外からの受入れ条件としては、「県外から入学できる生徒は募集定員の５％とする」と設定することだけで十分ではないかと考える。

〈田代高章　委員長〉

- 渡辺委員からは、資料No.１「県外からの志願者の受入れのあり方について」にて列記した４つの基本的な条件のうち、「（２）入学できる生徒を一定数とする」のみを条件項目とし、具体的には秋田県の例を参考とし、「県外から入学できる生徒は募集定員の５％とする」という条件だけで良いのではないかという意見をいただいた。
- 「（３）入学する生徒の保護者に代わる身元引受人がいることとする」については、学校が生徒の保護者の代理として連絡する必要があることから、受け入れた側で身元引受人を準備することを想定しての意見であったと思う。
- 「（４）入学する生徒が安心して生活できる住居等が整備されていることとする」については、学校あるいは自治体が寮等を整備することが可能なのかという問題もある。また、当然、志願者自身が確保するということもあり得るということである。

〈佐々木秀市　委員〉

- 一定の条件が整わなければ、県外からの受入れを認めないということになるため、条件を整えることは、重要なことだと考える。
- 高校生は多感な時期にあり、将来の進路を決定する大切な時期であるなど、それを家庭的にサポートする人物や場所の存在は大きいと考える。その観点から、「（３）入学する生徒の保護者に代わる身元引受人がいることとする」については、必要であると考える。そこがしっかりしてこそ、他県から親元を離れて暮らす生徒の成長につながるのではないかと思われる。
- 「（２）入学できる生徒を一定数とする」についても、県内の子ども達の学びの機会の確保を最優先に考えるべきであり、どの程度にするべきか大きな課題である。

〈田代高章　委員長〉

- 受け入れる側である高校の意見はいかがか。

〈阿部　徹　委員〉

- 渡辺委員の意見に賛成であり、全ての学校で一定の割合で募集することが良いと考える。
- 私が校長を務める盛岡工業高校等の専門高校は全県一区であり、保護者が近くにいなくても寮に入ったり下宿したりしているが、何かあったとしても今は交通の便が非常に良いので、連絡すれば遠方からでもすぐに来て貰える状況にある。
- 身元引受人がいることを条件とすると、県外から受検を希望する生徒が志願できなくなる可能性が高くなるのではないか。
- 住居については合格後に決めることになるが、地域と連携して、事前に手配できる体制をつく

るようにすればよいと思う。特にも、学校の周囲に下宿がないところは、地域や自治体で住むところを準備する必要がある。そのようにすれば、住居に関する条件を設定する必要はないと思われる。

・　葛巻町と葛巻高校のような先行事例を参考にして、準備ができると思う。

〈田代高章　委員長〉

・　地元の協力と、県外生徒の受入れの環境整備に関して、葛巻高校の例を事務局から紹介してほしい。

〈藤澤良志　高校改革課長〉

・　葛巻高校の例（山村留学）については、町が一般宿泊施設を宿舎として提供しており、通学のためのバスを運行している。

・　その他の例として、種市高校の海洋開発科において、産業界からの支援を受け、町内の施設を改修し、生徒が宿泊できるよう施設の準備を進めている。

〈田代高章　委員長〉

・　生徒募集の時点で、住環境に関する情報も提供しているのか。

〈藤澤良志　高校改革課長〉

・　葛巻高校の場合は、山村留学として町が受け入れることを前提とし、町内の宿泊施設を寮として提供することを周知している。

〈土川　敦　委員〉

・　遠方の生徒を受け入れて、その生徒が大きな悩みを抱えた場合、保護者と直接連絡を取りたいと思っても、保護者が学校へ来ることや教員が家庭訪問することが難しいことから、受入れの条件設定については慎重に考えるべきである。

・　受入れ後の住居については、地元の市町村等との連携が必要であると思う。県立学校として市町村とどこまで連携できるか難しい面があるが、地元自治体の協力のもとに提供されることが望ましいと考える。

・　志願倍率が１倍を超えている学校と、そうではない学校では、受入れについての考え方も異なると思われる。

・　基本線をどこに置くかであるが、渡辺委員の意見を基本とすることでよいと思う。

〈五十嵐のぶ代　委員〉

・　子どもを送り出す側の保護者の立場としては、身元引受人はいる方がよい。子どもに何かあったとき、保護者はすぐに対応できないので、身元引受人として対応していただける方が必要である。葛巻町では町がその役割を担っていると聞いている。

・　保護者が身元引受人となる人物を見つけるのは困難であり、地元自治体や学校等に斡旋をお願いしたい。身元引受人としては寮母であってもよいと思う。そうした対応が可能であれば、募集時に案内・情報発信することにより、志願しやすくなるのではないか。

〈金田一文紀　委員〉

・　特色のある学科で学びたい、または、特定の部で活動したいと考えて志願する生徒は目的意識が高いと思われるが、受け入れる学校の寮に入ることとなった場合、寮生活に適応できない生徒も出てくると思われる。また、下宿のようにプライバシーの確保ができる環境が必要な生徒もいる。地域の中に、子ども達の面倒を見てくれる大人がいる状況は、必要であると考える。

〈田代高章　委員長〉

・　身元引受人や安心して住むことができる環境について、必要だという意見が多く出された。

〈藤澤良志　高校改革課長〉

・　葛巻町の場合、「山村留学」制度により町を活性化させようという取組であり、宿泊施設と身

元引受人もパッケージにして募集している。その上で応募した生徒が葛巻高校に入学している。

〈高橋清之　委員〉

- 本検討会議のテーマである「多様な受入れ」とは、多様なニーズに応えていく特色ある学校づくりであり、それを促進するために体制を作ることは大事だと考える。
- 条件について、秋田県のように全ての学校で一定の割合を受入れ可能とするか、学校や学科を限定するのか、２つのパターンがあると思われる。
- 普通科高校には、学区外許容率として10%の枠が既に設定されており、さらに県外からの受入れ枠５%が設定されると、県内の生徒が希望する高校に入学することが困難になる場合も出てくると思われる。また、学区という枠を無くすと、盛岡地区への一極集中も有り得る。
- 身元引受人等の条件については、保護者、学校、生活する場等、それぞれ個別に事情が異なるので、画一的に条件設定することは難しい。よって、学校と保護者が事前に確認しておけば、身元引受人という形をとらなくてもよいのではないかと思われる。

〈田代高章　委員長〉

- 全ての高校で認めた場合、県内志願者の進路実現を狭める懸念もある。
- 例えば、１学年１～３学級の小規模校でかつ定員割れが生じている高校であって、特色ある学校・学科である場合に限り、県外からの志願者の受入れを行うことができるとすることも考えられ、その方が学校にとってもメリットが大きいのではないかと思われる。
- 普通科の進学校でかつ倍率の高い高校が、県外から志願者を受入れた場合、県内志願者の合格者枠を減らしてしまうことにもつながる。
- 身元引受人や住居についての条件は、一体的にとらえるべきだと考える。事前に条件として提示するのではなく、相談窓口を設置するなど、合格後に臨機応変に対応できる体制を整えることも考えられる。

〈伊藤晃二　委員〉

- 宮古市の場合、概ね復興関連の事業が平成32年度で完了する。よって、平成32年度以降であれば、住居等の受入れ態勢を整備することも可能になってくると思われる。
- 盛岡地区の倍率の高い学校へは、宮古市内の中学校からも出願する。全ての学校で県外からも受入れ可能とすると、宮古市内から盛岡地区に出願する生徒への影響も少なからずあると考えられる。
- 現在、岩手県立大学宮古短期大学部に対して、宮古市は全面的な協力体制を整えている。地元で受け入れることを考えた場合、例えば宮古水産高校のような特色ある学校への進学を希望する生徒に対して、身元の保証や保護者との相談等の支援は、岩手県立大学宮古短期大学部と同様にできると考える。
- 宮古市を含めた沿岸市町村では、道路や設備の整備が進んでおり、平成32年度以降は、住環境などの整備も進むので、具体的な支援が可能になってくると思われる。
- 条件については、募集定員の５%といった割合の条件は必要であるが、受け入れる学校・学科の指定はせず、多様なニーズに応えるべきである。その上で、受入れ条件が整った高校が手を挙げればよいと思う。受入れについて、自治体も協力できると考える。

〈田代高章　委員長〉

- 一定の条件が整えば県外からの受入れを認めることとし、一定の条件については、「入学できる生徒を一定数とする」として、募集定員の５%を上限・目安とすることを本会議の結論としたい。
- 受け入れる学校・学科を指定するかどうかについては、定員充足状況や地域の実態、地域の産業との連携等の状況との兼ね合いもあることから、その判断については、県教育委員会に任せる

こととしたい。

・　身元引受人と住居等の整備については、ある程度の条件は必要であるとしたい。生徒が安心して高校生活を送ることができるよう、学習面・生活面の環境については、学校、自治体、諸団体、経済界等により整えていることを、受け入れる条件としたいがいかがか。

〈久慈竜也　委員〉

・　大筋で異論はない。

・　種市高校海洋開発科については、新潟県海洋高校のように全国的にも特色のある学科であり、県外からの受入れを募集定員の一定割合として上限を設けるのはいかがなものかと考える。

・　専門的で、特色のある学科については、受入れ条件を別に定めるべきではないか。特色のある学科は、入学すれば就職先がある程度決まってくるような面もあり、企業との連携も考えるべきではないか。

〈田代高章　委員長〉

・　検討のまとめとして、「県内の志願者の学ぶ機会の確保に配慮しつつも、県外から志願者を受け入れる」ことを基本としたい。

・　関係団体との意見調整を踏まえながら、望ましい方向に具体的に確定していきたい。

・　まとめとして、「一定の条件のもとに県外受入れを認める」、「一定数は設ける」、「一定数の具体的数値として募集定員の５％とする意見が多かったが、それ以外のケースも有り得る」ということを本会議の結論としたい。以上を本日のまとめとしてよろしいか。

（異議なしの声）

（２）　通学区域のあり方について

〈田代高章　委員長〉

・　議題（２）「通学区域のあり方について」の検討に移る。事前に配付した資料に基づいて、事務局から説明をお願いする。

〈藤澤良志　高校改革課長〉

【資料No.２「通学区域のあり方について」、参考資料No.３「通学区域の状況及び高校配置に関する地区割と県立高等学校等の配置」、参考資料No.４「普通科における一般入試の学区外志願者数」、参考資料No.５「通学区域に関する全国の状況」、参考資料No.６「通学区域を設置していない都府県における通学区域廃止の経緯等」、参考資料No.７「通学区域を設置していない都府県における通学区域廃止の影響」、参考資料No.８「県立高等学校における生徒の多様な受入れのあり方に関するアンケート」について説明】

〈田代高章　委員長〉

・　資料説明の中で、通学区域を維持した場合と見直した場合のメリット・デメリットがそれぞれ示しているが、本会議として一定の方向性が出せるかどうかは各委員の意見で判断をしたい。

・　通学区域のあり方について、意見等を伺いたい。

〈金田一文紀　委員〉

・　現在は、入試倍率が１倍を下回っており、理論的には県立高校への進学希望者の全員が入学できる状況にある。

・　全県一区にした場合、他県の状況をまとめた資料にも特定地区・学校への集中傾向が進むことについての記述があったが、今でさえ盛岡地区の高校に志願者が集中している状況にある中、更に集中の度合いが進むのではないか。また、この一極集中の傾向がこのまま進行した場合に、これまでの高校再編の流れからも明らかなように、地域に高校がなくなってしまう恐れがある。県立高校への進学を希望する子ども達に、高校教育を受けさせることが出来なくなるのではないか

と心配である。
- 教育に関わる経済格差は広がっており、どの地域でも地元の高校でなければ通学できない子ども達が少なからずいる中で、そうした子ども達の教育の機会は守らなければならない。
- 高橋委員の意見のとおり、盛岡地区に集中した場合、本来、盛岡地区で自宅近くの高校に通学したい子ども達が、盛岡地区の高校へ進学出来なくなる状況になることも考えられる。
- 子ども達が学びたい状況を整えておくためには、ある程度、学区という制限は必要であり、現行制度の若干の見直しはあったとしても、基本的には現在の制度を維持する方向で考えていただきたい。

〈田代高章　委員長〉
- 全県一区にした場合のデメリットを踏まえ、一方で、生徒の学習する権利や教育を受ける機会の保障についても触れ、全県一区は難しいという意見であった。

〈渡辺正和　委員〉
- 岩手県高等学校ＰＴＡ連合会理事会でもこの点について議論した。
- 個人的には全県一区の考えを持っている。子どもの教育を受ける機会を尊重すべきと思っているが、理事会では、全県一区とし盛岡地区の高校に子ども達が集中する事態を避けるため、学区を維持するべきとの意見が強い。地域から子ども達が流出することを避けたいとする意見は、尊重しなければならないと思う。

〈田代高章　委員長〉
- 全県一区にした場合のデメリットは大きく、回避すべきであるという意見であった。

〈久慈竜也　委員〉
- 公立高校のことなので、子ども達の教育の機会を与えることは大事なことである。また、全県一区にするかどうかについては、私立高校との関係についても考慮する必要もあるのではないか。
- また、卒業後の進路の観点からも考えなければならないと思う。
- 学校と地域の連携・協働についても、義務教育段階から子ども達に教えていく必要があると思う。

〈五十嵐のぶ代　委員〉
- 県内のＰＴＡ役員が集まり高校受検に関して情報交換する機会があり、高校の学力格差について多くの保護者は強い懸念を抱いている。東日本大震災以降、県央部、特に盛岡地区の高校に志願が集中している状況にある。本来であれば、保護者は子どもを自宅から通学させたいし、子ども自身も自宅から通学したいのだが、望むような学力が身につくのか等を考え、盛岡地区の高校を受検している状況にある。他地区から盛岡地区の高校に進学した子ども達の不便さ等を見聞きしているが、その状況を踏まえると、高校を卒業するまで子ども達は親とともに生活し、地域に暮らすことが望ましいと考える。
- 全県一区にすると、盛岡のナンバースクールを志願する生徒が更に増えるのではないかと思う。

〈伊藤晃二　委員〉
- 資料№２（１）イ「市町村教育委員会（33 市町村）との意見交換」について、私自身も宮古市教育委員会教育長として意見を述べているが、全県一区の考えである。同様の考えをもつ沿岸地区の教育長もいる。
- 盛岡地区の高校への進学を希望する子ども達の目的意識は、他の生徒よりも数段高い事実がある。送り出す保護者は経済的に苦しいが子どもの意志を尊重し送り出している。
- 宮古市内から盛岡地区の高校を受検する子ども達の数は、東日本大震災以降は減ったが、現在は増えつつある状況にある。その子ども達は、将来、沿岸地区のための仕事に就きたいという明確な目的意識を持っている。

- また一方で、地元に残り保護者とともに生活し、高校を卒業するという子どももいる。学区制の有無にかかわらず、目的意識が高い子どもは地区外の高校への進学にチャレンジすると思われる。

〈佐々木秀市　委員〉

- 全県一区にすることは、子ども達の進路選択の幅を広げるという点だけで捉えると良い面はあるが、全県一区とすることによる影響は高校だけにとどまらず、小中学校の学びや地域へも大きな影響がある。また、高校のランク付けにも拍車がかかるのではないかと考える。
- 地域の学校において、多様な子ども達がいる中で学びあう教育を大事にすることが、将来的に地元に貢献できる人材を育てることにつながる。確かに自由な選択を可能とすることも重要ではあるが、その地域で子ども達を育てることをまずは優先的に考えるべきではないかと考える。

〈田代高章　委員長〉

- 佐々木委員からは現状維持とすべきという意見をいただいた。送り出す側の高橋委員いかがか。

〈高橋清之　委員〉

- 中学校では毎年進路に関する調査を行っているが、従前より地元で学ばせたいという意見と、地元には希望する学科がないという意見の双方の意見があるという傾向がある。
- 基本的には子どもの希望に沿えるよう選択幅を広げるという考え方はもっともなことであると考える。
- いずれにしても子どもにとって魅力ある学校作りを進めていかなければならない。それは中学校教育を含めて、これからの社会に必要な資質・能力を育むという視点で、ニーズに応えていく学校づくりこそが学校の魅力につながり、どの地域にもそのような学校があることが望ましい。
- 少子化が進んでいく現実もある。他県では、公立高校を２校志願できる制度を始めている例もあり、参考にしなければならないと思う。また、中高一貫教育を推進している学校に進学したい希望を持つ保護者、子どもが増えてきているという事実もある。様々な状況をとらえて考えるべきである。

〈田代高章　委員長〉

- 通学区域のあり方については、私立高校との兼ね合いや公立高校としての公教育の使命、本県ならではの県土の広さといったことも含めて検討する必要がある。また、問題意識を明確に持って進学する生徒と、特に意識せずに進学する生徒もいることにも考慮する必要がある。
- 場合によっては、全県一区は盛岡地区への一極集中につながる。今でも定員割れとなっている高校が多くあるが、全県一区とすると更に地域から子ども達が流出し、統廃合によって地域に高校がなくなるという危険性もある。そうなると、15 歳以降、親元を離れて過ごさなければならない。その場合、人間形成的な機能を担保できるのか、それまでにフォローアップが十分可能なのかという心配がある。
- もちろん機会均等を考えれば、親や子どもの意見を尊重して全県一区にすることも一理あるが、志願者が更に集中すると考えられる盛岡地区以外の学校、地域、地元の高校に進学したいと考えている子ども達への影響を含めてどうしていくのか、広いビジョンで考えていかないと学区制のあり方の問題は判断しにくいところがある。
- 全県一区については、今回の会議では懸念があるとする意見が多かった。ここでは結論は出せない。
- 次回は最終回であり、最終報告書案の検討が中心となる。そこで、次回の検討会議では事務局から本日の意見を踏まえた最終報告書の案を提示していただきたい。その際、本会議では全県一区に関しては懸念があるとする意見が多かったので、反映させてほしい。なお、全県一区のメリットについても触れておいた方がよい。

・　最終報告書の結論としては、現行の学区制を維持するとか、見直すとかのストレートなものではなく（いろいろな要因が入ってくるので）、当該会議の意見としては「学区は維持すること。ただし、今後は必要に応じ見直しを図る必要があること。（場合によっては全県一区を検討することもあり得るという意見もあった。）」という程度のまとめになるかと思う。
・　会議時間の関係で、本日意見をいただいていない２名の委員の意見も含め、改めて各委員から書面等にて意見をいただいた上で、事務局にて最終報告書案をとりまとめ、次回の会議では当該報告書案について意見を頂戴しながら最終的な調整をはかるという方向で進めさせていただきたいがいかがか。

（委員了承）

４　その他

〈藤澤良志　高校改革課長〉

・　委員の皆様には、年度内を目途に改めて意見を頂戴したい。詳細は後ほど、連絡する。

〈田代高章　委員長〉

・　事務局から次回の第４回会議についての事務連絡をお願いする。

〈藤澤良志　高校改革課長〉

・　第４回は年度開けの平成 30 年７月頃に開催を考えているが、具体的日程は、各委員の予定を伺った上で調整、場所は県庁周辺を予定している。

５　閉会